(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
松江市東出雲町出雲郷字古寺八三一番一から同市玉湯町布志名四八二番三まで	前 B	九・〇〇～七七・九〇（メートル）	一一・一六（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	A	一三・五〇～一〇六・一六	一〇・九七八	
	後 B	九・〇〇～七七・九〇	一一・一六	
	A	一三・五〇～一〇六・一六	一〇・九七八	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第百九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日

中国地方整備局長　尾藤　勇

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
東広島市八本松町大字飯田字大山一九四五番一から廿日市市串戸五丁目三九七番二まで	前 B	九・五〇～一八〇・〇〇（メートル）	一四三・四八六（キロメートル）	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	A	六・八九～二二五・〇〇	一八・七三四	
	C	一〇・〇〇～一二〇・〇〇	六・〇一〇	
	後 B	九・五〇～一八〇・〇〇	四三・四八六	
	A	六・八九～二二五・〇〇	一八・七三四	
	C	一〇・〇〇～一二〇・〇〇	六・〇一〇	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第百九十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日

中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	広島市西区南観音四丁目一三一四番九地内	中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十二月十二日

○九州地方整備局告示第二百四十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日

九州地方整備局長　金尾　健司

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
福岡県京都郡みやこ町砦見字西ノ谷一〇六二番一から同町下原字弓田一五一番一まで	前	二五・三四～五〇・四九（メートル）	一〇〇・六〇一（キロメートル）	
	後	二六・六〇～七七・九〇	〇・六〇一	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局、同局北九州国道事務所及び西日本高速道路株式会社九州支社福岡工事事務所

○九州地方整備局告示第二百四十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日

九州地方整備局長　金尾　健司

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福岡県築上郡築上町大字石堂一六七番から同町大字上ノ河内一一五〇番一まで	前	一九・一一～九三・五八（メートル）	一一・〇一一（キロメートル）
	後	二〇・三一～一一五・四五	一・〇一一

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局、同局北九州国道事務所及び西日本高速道路株式会社九州支社中津工事事務所

○九州地方整備局告示第二百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路の指定の解除及び指定をするので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十二日から二週間九州地方整備局、同局北九州国道事務所及び西日本高速道路株式会社九州支社福岡工事事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日

九州地方整備局長　金尾　健司

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　十号
三　指定を解除する道路の部分

区間	幅員	延長
福岡県京都郡みやこ町砦見字西ノ谷一〇六二番一から同町下原字弓田一五一番一まで	二五・三四～五〇・四九（メートル）	一〇〇・六〇一（キロメートル）

四　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
福岡県京都郡みやこ町砦見字西ノ谷一〇六二番一から同町下原字弓田一五一番一まで	二六・六〇～七七・九〇（メートル）	〇・六〇一（キロメートル）

五　指定を解除及び指定する期日　平成二十六年十二月十二日

○九州地方整備局告示第二百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路の指定の解除及び指定をするので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十二日から二週間九州地方整備局、同局北九州国道事務所及び西日本高速道路株式会社九州支社中津工事事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日

九州地方整備局長　金尾　健司